

【諮問（個人）第189号】

2川情個第11号
令和2年7月28日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 三 浦 大 介

保有個人情報開示請求に対する全部承諾処分に係る審査請求について（答申）

令和元年10月10日付け31川総人第791号にて諮問のありました保有個人情報開示請求に対する全部承諾処分に係る審査請求について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2108

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った審査請求人の保有個人情報開示請求に対する全部開示処分については、妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

審査請求人が、実施機関である川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し審査請求を行うに至った経緯は、次のとおりである。

（１）保有個人情報の開示請求

実施機関は、平成３０年１１月１２日、「こすぎ市税分室市民税担当が２０１７年１１月以降に保有・保全している私に関する個人情報のすべて」（従前、開示決定したものは省く。）として、川崎市個人情報保護条例（昭和６０年川崎市条例第２６号。以下「条例」という。）第２６条第１項の規定に基づく審査請求人からの保有個人情報開示請求を受理した。

（２）実施機関の処分

実施機関は、平成３０年１１月２６日付けで、審査請求人に対し、（１）の保有個人情報開示請求に対する全部承諾処分（以下「原処分」という。）を行った。

（３）審査請求人からの連絡とその後の対応

平成３０年１２月１５日、審査請求人から、総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当（以下「情報公開担当」という。）へメールにより、「〇〇」等の連絡が入ったため、情報公開担当は実施機関に当該メールを転送した。

その後、実施機関は、審査請求人あてメールにより、平成３０年１２月２７日に、「開示したとおり間違いありません」等の回答を審査請求人に行い、その後、審査請求人は再度メールにより「〇〇」と質問し、実施機関は「このまま市民税管理課に提出した文書です」との回答を行うなど、連絡が何度か行われた。

（４）審査請求

審査請求人は、平成３１年２月１１日付けで、実施機関に対し、「全部承諾のはずが、開示書類が不足している」として審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第１８９号事件）。

その後、平成３１年２月２０日付け審査庁からの補正命令を受け、審査請求人は、平成３１年２月２６日付け補正書により、追加での開示を求める文書を「オンブズマン調査実施にあたり、とりまとめを行う市民税管理課から依頼により作成した文書の歯抜けになっている部分、及びその文書作成にいたる指示書」（以下「対象公文書」という。）とした。

3 審査請求人の主張要旨

平成３１年２月１１日付け審査請求書、令和元年６月２３日付け反論書、令和元年９月６日実施の審査庁による口頭意見陳述及び令和２年３月１５日付け意見書によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

全部承諾のはずが、開示書類が不足しており、保有個人情報の開示不足である。

(2) 審査請求に至る経緯

ア 本件処分を確認後、平成30年12月15日に、情報公開担当へメールにより、特定した文書に不足がある旨の指摘とともに、不足分について、追加の開示を求める旨の連絡をした。

イ 平成30年12月27日に、実施機関よりメールにて、特定した文書に間違いはないとの回答があったため、再度不明点をメールにて質問した。

ウ 平成31年1月18日、実施機関から回答がないため電話で確認したところ、担当者不在のため室長が対応し、不足分の有無については言及せず、メールにてあらためて回答するとの説明があった。

エ 平成31年1月23日に実施機関からメールにて回答があったが、不足分の有無について言及せず不明のままであった。

オ 平成31年1月23日、実施機関の対応について、情報公開担当に現状の説明と対応方法を質問したところ、審査請求しかないとの回答が同月28日にメールで届いた。

(3) 主張の要旨

ア 実施機関は弁明書で不足分は存在しないと主張しているが、メールや電話でそのことに対する説明は一度もなかった。そして現在も拒否通知書は審査請求人に提出されていない。

イ 不足分について審査請求人が電話で問い合わせた際に、何度もあるかないかを確認したが、ないという発言は得られず、その後のメールでも、その点についての明確な回答はなかった。

ウ 対象公文書のうち、「オンブズマン調査実施にあたり、・・・作成した文書の歯抜けになっている部分」について、開示された文書はいきなり「エについて」で始まっており、アがなく、順番もバラバラで、日付もない。

エ 口頭意見陳述の際、(2)アのメールが開示請求だとは考えていないと主張していたが、平成30年11月16日付け諮問(個人)第179号答申(以下「前回答申」という。)において、メールによる問合せを契機とした追加の拒否処分をしたことは妥当であるとされており、実施機関に2つのメールの違いを聞いても明確に回答できなかった。

オ 以上のことから、実施機関には明確な基準などなく、事実認定に問題があると思われる。

4 実施機関の主張要旨

平成31年3月29日付け弁明書、令和元年9月6日実施の審査庁による口頭意見陳述及び令和2年3月18日実施の実施機関諮問事案説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象公文書について

ア 平成30年6月下旬から7月中旬、実施機関は、財政局税務部市民税管理課

(以下「市民税管理課」という。)から、川崎市市民オンブズマン調査実施通知書の調査項目の回答書作成のため、回答案を作成する旨、要請された。

イ 平成30年6月下旬から7月中旬、実施機関は、上記の回答案を市民税管理課に送付した。

(2) 弁明の趣旨

ア 対象公文書のうち、「オンブズマン調査実施にあたり、とりまとめを行う市民税管理課からの依頼により作成した文書の歯抜けになっている部分」については、川崎市市民オンブズマンの調査項目のうち、実施機関が作成した調査項目以外の調査項目を指していると思われるが、実施機関は調査項目の一部の回答案作成を要請され、該当箇所のみ作成しているため、審査請求人が主張するような「文書の歯抜けになっている部分」の回答案は存在しない。

イ 回答案の順番が違っているという点について、回答案を受け取った市民税管理課も同様の認識は持っていたが、オンブズマンの回答を作成するにあたっての内部文書であるため、特に問題はないと考えている。

ウ 対象公文書のうち、「その文書作成にいたる指示書」については、市民税管理課が実施機関に上記の要請をした際の指示書だと思われるが、電話連絡により要請をされているため、指示書は存在しない。

エ 不足分に関する問合せのメールについては、「この資料はこれであっているのでしょうか」との質問であったため、何か特定の文書の追加の開示を求められたとの認識はなく、あるものはすべてお出ししている、と回答しており、拒否処分は必要ないと考えている。

5 審査会の判断

本件は、審査請求人が、平成30年11月12日、「こすぎ市税分室市民税担当が2017年11月以降に保有・保全している私に関する個人情報のすべて」(従前、開示決定したものは省く。)として、条例第26条第1項の規定に基づく保有個人情報開示請求をしたのに対し、実施機関が平成30年11月26日付け全部承諾処分(原処分)を行ったところ、平成31年2月11日付けで、審査請求人から、「全部承諾のはずが、開示書類が不足している」として、審査請求がなされた事案である。なお、審査庁からの補正命令により、審査請求人は、追加での開示を求める文書を「オンブズマン調査実施にあたり、とりまとめを行う市民税管理課から依頼により作成した文書の歯抜けになっている部分、及びその文書作成にいたる指示書」(対象公文書)へと変更している。審査請求人は、開示された文書は歯抜けになっているほか、順番がバラバラになっており、全部開示処分の内容として不十分である旨の主張を行っている。

対象公文書に関する経緯についてみると、まず、実施機関は、平成30年6月下旬から7月中旬にかけて、市民税管理課から、川崎市市民オンブズマン調査実施通知書の調査項目の回答書作成のため、回答案を作成する旨、要請されたことが認められる。これを受けて、実施機関は、平成30年6月下旬から7月中旬にかけて、上記の回答案を市民税管理課に送付したことが認められる。

まず、「オンブズマン調査実施にあたり、とりまとめを行う市民税管理課から依頼により作成した文書の歯抜けになっている部分」については、川崎市市民オンブズマンの調査項目のうち、実施機関が作成した調査項目以外の調査項目を指しているものと思われるが、実施機関は調査項目の一部について回答案作成を要請されるのであって、作成しているのは該当箇所のみに限られ、審査請求人が主張するような「文書の歯抜けになっている部分」については、そもそも回答案が存在しないことが認められた。

次に、回答案の順番が違っているという点については、確かに回答案の順番が違っていることは公文書の管理として些か妥当性を欠くものの、本件処分を違法又は不当とするほどの事情とは認められない。

さらに、審査請求人がその存在について主張する「その文書作成にいたる指示書」とは、実施機関が市民税管理課から上記回答案の作成を要請された際に両者の間でやり取りされた可能性のある文書のことを指すものと思われるが、当審査会が調査したところ、上記回答案の作成は電話連絡により口頭で要請されたものであって、文書でのやり取りは行われなかったため、審査請求人が主張するような「指示書」は存在しないことが認められた。

以上のことから、本件審査請求に対する全部承諾処分として開示された文書は、対象公文書の特定として不足のないものであると認められるのであり、本件処分について、違法又は不当と評価されるべき事情は見当たらない。

ところで、審査請求人は、前回答申において、メールによる問合せを契機とした追加の拒否処分をしたことは違法又は不当ではないとされたにもかかわらず、今回の開示請求において、審査請求人によるメールでの問合せに対して拒否処分が行われなかったことは、前回処分との整合性が取れないのではないかという疑問を呈している。これについては、両事案ともメールによる問合せは開示請求の枠内において、対象公文書を特定するために行われたものと解釈しており、当該問合せを新たな開示請求として捉えて処分決定を行う必要があるとはしていない。また、今回の事案では、実施機関が審査請求人からのメールの問合せを受けて、不存在の文書を請求対象の文書として特定しなかったことから、拒否処分を行うことはしなかったものであり、その手続に誤りは認められない。これに対して、前回答申の事案においては、実施機関が審査請求人からのメールによる問合せは開示請求の対象公文書を新たに特定し得る情報であると解釈した結果、拒否処分が行われたものであって、答申において審査請求人の主観との間に齟齬があったことは遺憾であるけれども、拒否処分を行ったことが違法又は不当であったとはいえないとしたものであり、両者の取扱いの間に矛盾はないものと考ええる。

以上の次第で、前記1に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

なお、弁明書については、令和元年6月5日付けで、弁明書の記載内容に一部誤記があったという理由で差替えがなされている。誤記の内容は文書番号など弁明書の基本的事項に関するものであり、本来誤記などあってはならない事項である。今後このようなことがないように留意されたい。以上付言する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	板	垣	勝	彦
委員	大	関	亮	子
委員	田	所	美	佳
委員	早	川	和	宏